

議案第 16 号

地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定
非営利活動法人等を定める条例の一部改正について

地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動
法人等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 30 年 2 月 23 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 4 号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動
法人として定める特定非営利活動法人について、対象期間を更新したいため

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定
非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動
法人等を定める条例（平成27年条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人WE21ジャパン海老名の項中「平成27年1月1日から
平成29年12月31日まで」を「平成30年1月1日から平成34年12月31日
まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。